

前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について
(議案第87号)

職員課

1 改正の理由

地方公務員等共済組合法の改正により、会計年度任用職員を地方公務員共済組合員とすることに伴い、所要の改正を行う。

2 内容

会計年度任用職員が控除を申し出たものであって、市長が適当と認めるもの（積立金、償還金）について、当該職員の給与から控除できることとする。

3 施行期日

令和4年10月1日